

令和8年度

消防設備士試験案内

一般財団法人 消防試験研究センター和歌山県支部
郵便番号 640-8137
住 所 和歌山市吹上二丁目 1-22 日赤会館 6 階
電 話 073-425-3369
F A X 073-425-1996
<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

 **自宅や会社から24時間
パソコン・スマホでラクラク申請！
電子申請でのお申込みが便利です。** 

【詳しくはP 6～P 8をご参照ください】

(この試験案内は消防試験研究センターのホームページでもご覧いただけます。)

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、和歌山県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり実施します。

お知らせとお願い

- ◎写真は、受験票に貼り付けして試験当日必ず持参して下さい。
(写真を貼った受験票の持参がないと受験できません。詳しくは8ページをご覧ください。)
- ◎受験願書は直接電算機処理を行いますので、汚したり折り曲げたりしないよう取り扱いに注意して下さい。
- ◎合格後の免状交付申請手続きも記載しています。(10ページ)この試験案内は大切に保管して下さい。
- ◎願書の提出後は、内容の変更、受験の取り止めはできません。
- ◎この「試験案内」を最後までよく読んで、記載されている内容に同意したうえでお申し込み下さい。申し込まれた方は、試験案内に記載された全ての事項に同意されたものとみなします。

1. 消防設備士試験の種類

消防設備士免状には甲種と乙種があり、甲種は工事整備対象設備等の工事、整備及び点検ができ、乙種は整備及び点検ができます。ただし、各種類ごとに取扱う設備が限定されていますので類ごとに免状が必要です。

| 免状の種類 | | 工事整備対象設備等の種類 |
|-------|-------|---|
| 甲種 | 特 類 | 特殊消防用設備等(従来の消防用設備等に代わり、総務大臣が当該消防用設備等と同等以上の性能があると認定した設備等) |
| | 第 1 類 | 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備 |
| | 第 2 類 | 泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、特定駐車場用泡消火設備 |
| | 第 3 類 | 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備 |
| | 第 4 類 | 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備 |
| | 第 5 類 | 金属製避難はしご、救助袋、緩降機 |
| 乙種 | 第 1 類 | 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備 |
| | 第 2 類 | 泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、特定駐車場用泡消火設備 |
| | 第 3 類 | 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備 |
| | 第 4 類 | 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備 |
| | 第 5 類 | 金属製避難はしご、救助袋、緩降機 |
| | 第 6 類 | 消火器 |
| | 第 7 類 | 漏電火災警報器 |

2. 令和8年度消防設備士試験実施日程

| 回数 | 試験日 | 試験会場 | 電子申請・書面願書受付期間 | 合格発表予定日 | 試験種類と開始時刻 |
|-----|---------------|-------------|--|---------|---|
| 第1回 | 8月23日 (日) | 和歌山市 田辺市 | 6月22日(月) から 6月29日(月) (消印有効) | 9月30日頃 | 甲種特類 9時00分 甲種第1～5類 9時00分 乙種第1～7類 13時30分 |
| 第2回 | 12月13日 (日) | 和歌山市 田辺市 | 10月13日(火) から 10月20日(火) (消印有効) | 1月25日頃 | 複数 (乙種4類と乙種7類) 13時30分 |

- ※ 試験の集合時間は、試験開始時刻の30分前です。
- ※ 受験願書の受験地欄には、「和歌山市」「田辺市」のいずれかの市名を記入してください。
- ※ 試験会場の案内は、巻末20ページに記載していますのでご確認ください。
- ※ 試験会場については、収容人員等の関係で変更することもありますので受験票において指示します。

〈受験申請方法〉

電子申請（インターネットからの受験申請）と書面申請（願書による受験申請）の2通りがあります。（具体的な受験手続きは、「6. 受験申請方法及び必要書類等」をご覧ください）

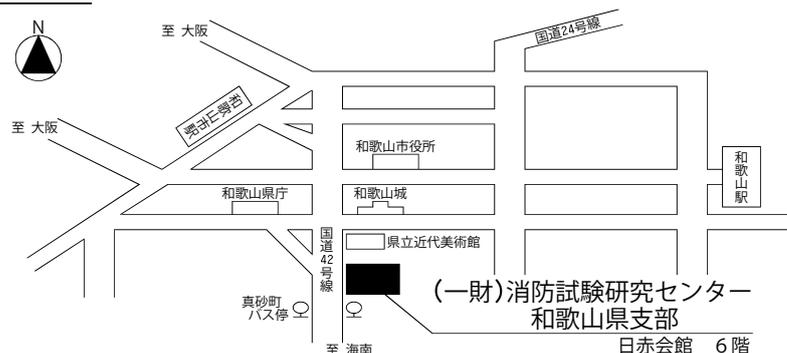
ア 電子申請

- ・電子申請は、インターネットにより受付期間初日の午前9時から最終日の終日までの間は、24時間受け付けできます。
- ※受付最終日の23時59分に申請手続きが完了している受験申請が有効となります。

イ 書面申請

- ・持参（受付時間は土日祝を除く受付期間中の午前9時から午後5時まで）
- ・又は郵送（簡易書留により受付最終日の消印まで有効）
- ・受付場所（郵送先）
〒640-8137 和歌山市吹上二丁目1-22 日赤会館6階
一般財団法人 消防試験研究センター和歌山県支部 ☎ 073-425-3369
- ・受付期間外に提出された受験願書及び記載事項等に不備のある受験願書は受理できません。この場合、提出された受験申請書類を返却いたします。返却費用は本人負担となります。

・受付場所までの略図



3. 受験資格

- (1) 甲種消防設備士試験には、一定の受験資格が必要です。
 詳しくは「甲種消防設備士試験受験資格」(12～13ページ)を参照してください。
 なお、受験には証明書類の添付が必要です。
- (2) 乙種消防設備士試験には、受験資格は必要ありません。

4. 試験科目、問題数及び試験時間

| 種 類 | | 試験科目及び問題数 | | 試験時間 | |
|-----|-------------------------------|----------------------------|-------------------------------|--------|--------|
| 甲 種 | 特 類 | 筆記のみ | ① 消防関係法令 | 15問 | 2時間45分 |
| | | | ② 工事整備対象設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法 | 15問 | |
| | 第1類～第5類 | 筆記 | ③ 工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識 | 15問 | 3時間15分 |
| | | | ① 消防関係法令 | 15問 | |
| 実技 | ② 機械、電気に関する基礎的知識 | 10問 | | | |
| | ③ 受験に係る消防用設備等の構造・機能及び工事・整備の方法 | 20問 | | | |
| 乙 種 | 筆 記 | ④ 受験に係る消防用設備等に関する鑑別等 | 5問 | 1時間45分 | |
| | | ⑤ 受験に係る消防用設備等に関する製図 | 2問 | | |
| | 実 技 | ① 消防関係法令 | 10問 | | |
| | | ② 機械、電気に関する基礎的知識 | 5問 | | |
| | | ③ 受験に係る消防用設備等の構造・機能及び整備の方法 | 15問 | | |
| | | ④ 受験に係る消防用設備等に関する鑑別等 | 5問 | | |

5. 試験の一部免除(甲種特類を除く。)

- (1) 消防設備士、電気工事士、電気主任技術者、技術士等の資格を有する方は、申請により試験の一部が免除になり、試験時間が短縮されます。なお、2つ以上の資格を有する方は、それぞれ資格ごとに申請できます。
- ※ 甲種特類の試験には、免除制度はありません。

① 消防設備士免状の所有者

前記4の筆記試験のうち、所持する免状の種類及び受験する種類により、次表のように免除になります。

ア 甲種消防設備士試験(特類を除く。)の受験者

| 受験する種類 | 既に所持している消防設備士免状 | 免除する科目 | 試験時間 |
|----------------------|--|-------------------------------|--------|
| 甲種1類 甲種2類 甲種3類 | 甲種1類、2類、3類の免状所持者 (ただし、同類の免状を除く。以下同じ。) | 消防関係法令の共通部分8問 基礎的知識全問(10問) | 2時間30分 |
| 甲種4類 | 甲種4類、5類の免状所持者 | 消防関係法令の共通部分8問 | 3時間00分 |
| 甲種5類 | 甲種1類～3類又は5類の免状所持者 | 消防関係法令の共通部分8問 | 3時間00分 |
| | 甲種1類、2類、3類又は4類の免状所持者 | 消防関係法令の共通部分8問 | 3時間00分 |

イ 乙種消防設備士試験の受験者

| 受験する種類 | 既に所持している消防設備士免状 | 免除する科目 | 試験時間 |
|--------|-----------------------------------|------------------------------|--------|
| 乙種1類 | 乙種4類～7類又は甲種1類・4類・5類の免状所持者 | 消防関係法令の共通部分6問 | 1時間30分 |
| | 乙種2類・3類又は甲種2類・3類の免状所持者 | 消防関係法令の共通部分6問 基礎的知識全問（5問） | 1時間15分 |
| 乙種2類 | 乙種4類～7類又は甲種2類・4類・5類の免状所持者 | 消防関係法令の共通部分6問 | 1時間30分 |
| | 乙種1類・3類又は甲種1類・3類の免状所持者 | 消防関係法令の共通部分6問 基礎的知識全問（5問） | 1時間15分 |
| 乙種3類 | 乙種4類～7類又は甲種3類～5類の免状所持者 | 消防関係法令の共通部分6問 | 1時間30分 |
| | 乙種1類・2類又は甲種1類・2類の免状所持者 | 消防関係法令の共通部分6問 基礎的知識全問（5問） | 1時間15分 |
| 乙種4類 | 乙種1類～3類又は5類・6類 甲種1類～5類の免状所持者 | 消防関係法令の共通部分6問 | 1時間30分 |
| | 乙種7類の免状所持者 | 消防関係法令の共通部分6問 基礎的知識全問（5問） | 1時間15分 |
| 乙種5類 | 乙種1類～4類又は7類 甲種1類～5類の免状所持者 | 消防関係法令の共通部分6問 | 1時間30分 |
| | 乙種6類の免状所持者 | 消防関係法令の共通部分6問 基礎的知識全問（5問） | 1時間15分 |
| 乙種6類 | 乙種1類～4類又は7類 甲種1類～4類の免状所持者 | 消防関係法令の共通部分6問 | 1時間30分 |
| | 乙種5類又は甲種5類の免状所持者 | 消防関係法令の共通部分6問 基礎的知識全問（5問） | 1時間15分 |
| 乙種7類 | 乙種1類～3類・5類・6類 甲種1類～3類・5類の免状所持者 | 消防関係法令の共通部分6問 | 1時間30分 |
| | 乙種4類又は甲種4類の免状所持者 | 消防関係法令の共通部分6問 基礎的知識全問（5問） | 1時間15分 |

② 電気工事士

前記4の筆記試験のうち、「消防関係法令」を除き、「基礎的知識」及び「構造・機能及び工事・整備」のそれぞれの科目中における「電気に関する部分」が免除になります。

さらに、実技試験において、甲種第4類又は乙種第4類を受験する場合は、鑑別等試験の1問が免除になり、乙種第7類の場合は、全問が免除になります。

③ 電気主任技術者

前記4の筆記試験のうち、「消防関係法令」を除き、「基礎的知識」及び「構造・機能及び工事・整備」のそれぞれの科目中における「電気に関する部分」が免除になります。

④ 技術士

次表に掲げる技術の部門に応じて、試験の指定区分の類について、前記4の筆記試験のうち、「基礎的知識」と「構造・機能及び工事・整備」が免除になります。

| 部 門 | 試験の指定区分 | 部 門 | 試験の指定区分 |
|---------|-------------|--------|---------|
| 機械部門 | 第1、2、3、5、6類 | 化学部門 | 第2類、第3類 |
| 電気・電子部門 | 第4類、第7類 | 衛生工学部門 | 第1類 |

※ 上記以外の専門分野の者は試験の一部免除はありませんが、甲種の受験資格はあります。

⑤ 日本消防検定協会又は指定検定機関の職員で、型式承認の試験の実施業務に2年以上従事した方（甲種消防設備士試験の受験資格は別に必要になります。）

前記4の筆記試験のうち、「基礎的知識」と「構造・機能及び工事・整備」が免除になります。

⑥ 5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した方については、前記4の筆記試験のうち、乙種第5類、第6類の基礎的知識（機械に関する部分）と実技試験の全問が免除になります。

- (2) 試験の一部免除資格を有する方は、書面申請の場合、受験願書「試験の免除」欄の資格種類ごとに免除を「受ける」か「受けない」のいずれかに必ず○を記入してください。免除を受けるとは証明書類を願書の裏面「各種証明書等貼付欄」にのり付けしてください。試験の一部免除資格者は申請時に現に免状を有する方で証明書類に不備のある場合は免除を受けることができません。

受付締切後の、免除資格の変更はできません。

免除を受けるための資格証明書類

※全てコピー可

| 該当者 | 証明書類 |
|---|-------------------------------|
| 消防設備士免状を有する方 | 消防設備士免状（両面） |
| 電気工事士免状を有する方（第1種、2種どちらも可） | 電気工事士免状 |
| 電気主任技術者免状を有する方 | 電気主任技術者免状 |
| 技術士登録証書等を有する方 | 技術士第2次試験若しくは本試験の合格証明書又は技術士登録証 |
| 日本消防検定協会等の職員で型式承認試験の実施業務に2年以上従事した方 | 型式承認試験の実施業務の従事証明書 |
| 消防団員歴（5年以上勤務）かつ、消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科修了した方 | 消防団員歴の証明書及び消防学校の教育（機関科）修了証 |

- (3) 電子申請の場合は、科目免除を「受ける」「受けない」を選択し、消防設備士免状での科目免除の場合は免状番号を電子申請入力画面で入力し、消防設備士以外の資格で科目免除を受ける場合は証明書類の画像データをアップロードしてください。

6. 受験申請方法及び必要書類等

受験申請方法は電子申請と書面申請の2通りがあります。

(1) 電子申請

ア 申請方法

電子申請をする場合は、一般財団法人消防試験研究センターホームページから申請してください。受付時間は、受付開始日の9時00分から締切日の23時59分までとなります。

詳しくは一般財団法人消防試験研究センターホームページの「電子申請に関するQ&A」をご確認ください。

イ 受験資格証明書類等のご準備

消防設備士免状以外の資格で、試験科目の一部免除を希望又は甲種消防設備士試験を受験する方は、「5 試験の一部免除 (2)」欄又は別記1を参照し証明書類を電子ファイル化（JPEG形式またはPDF形式）したものを、申請情報入力画面に従ってアップロードしていただきますので、ご準備をお願いいたします。

証明書類が旧姓で現在の姓と一致しない場合、新旧の氏名が確認できる書類を証明書類と合わせてアップロードしてください。

電子ファイル化に際しての留意事項

- 1 電子ファイル化は、
 - ① デジタルカメラ・スマートフォンで撮影したもの又はスキャンしたもの
 - ② 証明書類の全体が鮮明に確認できるもの
 - ③ 印影が欠けていないもの
 としてください。
- 2 原本を確認させていただく場合がありますので、原本は保管しておいてください。
- 3 アップロードできるファイルサイズは、10メガバイトまでです。

【ご注意】

ご自身の受験資格の有無は、必ず事前に本試験案内、ホームページでご確認ください。ご不明な場合は、試験を実施する支部にお問い合わせください。

ウ 再受験による電子申請について

書面申請により受験した試験、又は電子申請により受験した試験を再受験する場合には、過去3年以内に受験した試験種類（合格した試験種類を除く。受験地は問いません。）に限り、電子申請することができます。

再受験の申請は、同一試験日に1種類のみで、証明書類等の添付は必要ありません。

ただし、次の項目に該当する再受験については、電子申請はできません。

- (ア) 過去3年以内に受験したときの受験票（控）、又は試験結果通知書を持っていない方
- (イ) 同一試験日に併願受験又は複数受験をする方

エ 注意事項

スマートフォンからも電子申請はできますが、願書情報の入力において、携帯電話会社の提供するメールアドレスやフリーメールアドレスを登録された場合は、携帯電話会社やフリーメール運営会社が行っている迷惑メール対策等により、当センターから送るメールが受信できないことがあります。

電子申請に関するお問い合わせ先

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室
専用電話（全国共通）0570-07-1000（有料）
受付時間 9時00分～17時00分（土日祝日、年末年始を除く。）
一般財団法人消防試験研究センターホームページ <https://www.shoubo-shiken.or.jp/>



(2) 書面申請

受験する種類ごとに、次の書類が必要です。

ア 受験願書（別記2の「受験願書の記入例」17ページを参照してください。）

イ 試験手数料（①・②のいずれかを提出）

① 所定の払込用紙で払込みをした方は、試験手数料の「振替払込受付証明書（お客さま用）」（P18参照）

② 二次元コードで払込みをした方は、決済完了番号（18桁）を願書（B面表）の指定欄に記入（P18参照）

ウ 甲種を受験する方は、受験資格を証明する次のいずれかの書類

(ア) 卒業を証明するもの

学校の卒業証明書又は学科名が明記されている卒業証書

(イ) 単位取得を証明するもの

学校の単位取得証明書又は授業科目別の履修時間の入った履修証明書

(ウ) 消防設備士を証明するもの（既に持っている消防設備士免状の両面コピー）

(エ) 実務経験証明書（受験願書B面裏の様式に記入してください。）

(オ) その他の資格等

他の国家試験による免許証、免状、合格証明書等

なお、過去にいずれかの支部で甲種の試験を受験したときの受験票（控）又は試験結果通知書（資格判定コード欄に番号が印字されているものに限る）を提出することにより、甲種の受験資格の証明に代えることができます。（コピー可）ただし、「ガス主任技術者」の場合は第4類、「工事補助5年」の場合は添付する過去の受験票等と同じ指定区分を受験する場に限り、甲種を受験する場に限り、甲種の受験資格の証明に代えることができます。（コピー可）ただし、「ガス主任技術者」の場合は第4類、「工事補助5年」の場合は添付する過去の受験票等と同じ指定区分を受験する場合に限り、甲種を受験する場に限り、甲種の受験資格の証明に代えることができます。（コピー可）

エ 試験の一部免除を受ける方は、その資格を証明する書類（詳しくは前記5.(2)を参照してください。）

※ 証明書類はコピー（縮小したものも可）でも支障ありません。

オ 既に消防設備士免状の交付を受けている方は、その免状のコピーを受験願書のB面裏に貼り付けてください。（免状の表と裏の両方をコピーして貼り付けてください。）

7. 試験手数料及び払込方法

(1) 試験手数料は下記のとおりです。

| 甲種 | 乙種 |
|--------|--------|
| 6,600円 | 4,400円 |

(2) 電子申請の場合

- ア 払込方法は、別表1の決済方法から選択できます。
試験手数料の払込みには、所定の払込手数料が必要となります。

(3) 書面申請の場合（①、②いずれかの方法で払込みをしてください。）

① 受験願書と一緒に受領した所定の払込用紙を使用する場合

- ア 前(1)の試験手数料を所定の払込用紙で郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払い込んでください。
試験手数料の払込みには、所定の払込手数料が必要となります。
- イ 次に「振替払込受付証明書（お客さま用）（郵便局の受付日附印のあるもの）」を受験願書B面の試験手数料欄にのり付けしてください。（本人控えの「振替払込請求書兼受領証」を貼らないように、注意してください。）
また、複数種類の受験の場合は、それぞれの受験願書B面の試験手数料欄にのり付けしてください。

② 受験願書B面の2次元コードを経由した払込みの場合

- ア 払込方法は、別表1の決済方法から選択できます。前(1)の試験手数料を払い込んでください。
試験手数料の払込みには、所定の払込手数料が必要となります。
- イ 願書B面の2次元コードを読み取り、決済を完了させてください。
決済完了時に表示されている決済完了番号（18桁）を願書B面に記入してください。
※2次元コード読み取り先の注意事項をよくお読みになり、試験日、受験地、試験種類を確認し、記入した願書情報と異なる試験を選択しないようにしてください。
※2次元コードで手数料を払込む場合は、同封されている払込用紙は使用しないでください。

(4) 一旦払込みされた試験手数料はお返しできません。

別表1

| 決済方法 | 決済内容 |
|----------------|--|
| ペイジー(Pay-easy) | 情報リンク式、オンライン方式 |
| コンビニエンスストア決済 | セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、セイコーマート、デイリーヤマザキ(デイリーヤマザキは一部店舗除く。) |
| クレジットカード決済 | VISA、MasterCard、JCB、アメリカンエキスプレス、ダイナース |
| スマホ決済 | PayPay、メルペイ |

※一般財団法人消防試験研究センターでは、電子申請に係る試験手数料の収納に関して、全て三井住友カード株式会社に業務委託しております。

8. 受験票及び写真について

(1) 受験票について

書面申請の場合、受験票は、試験日のおおむね2週間前までに郵送いたします。電子申請の場合、試験日のおおむね1週間前までに受験票がダウンロードできる旨のメールを登録アドレスに送信します。未着の場合はお問い合わせください。

受験票を持参しないと受験できません。

(2) 写真について（書面申請、電子申請共通）

受験日前6ヶ月以内に撮影した正面、無帽（宗教上又は医療上の理由がある場合を除く。）、無背景の上三分身像で縦4.5cm、横3.5cm又はパスポート規格の大きさ、枠無しとし、鮮明なもの（裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入してください。）を1枚準備して、受験票に貼ってください。デジタルカメラで撮影されたものは、写真専用紙で印刷した鮮明なものとしてください。

写真は受験者本人の確認及び消防設備士免状の作成に使用しますので、**試験当日は、写真を貼った受験票を必ず持参してください。**

写真を貼付していない又は貼付写真が不鮮明な場合は受験できません。

(3) 受験票の氏名欄は、受験者の氏名をかき書で記入してください。

住所、氏名、フリガナなどが間違っている場合は、試験当日に試験室で試験監督員がお渡しする修正用紙に正しい内容を記入して訂正してください。

(4) 受験票に貼った写真が本人であることを確認するため、試験会場で本人確認の証明を求めることがありますので、試験当日は顔写真のついた身分を証明できるもの（例えば運転免許証、学生証、消防設備士免状、危険物取扱者免状、その他の国家資格証など）をお持ちください。

9. 試験の方法

- (1) 筆記試験
甲種、乙種とも4肢択一式です。
- (2) 実技試験（甲種特類を除く。）
鑑別等、製図とも、写真、イラスト、図面等による記述式です。

10. 複数種類の受験

| 試験の種類別 | | 試験開始時間 | 試験の種類別 | | 試験開始時間 |
|--------|---------|---------|--------|----------|----------|
| 午前 | 甲種 特類 | 午前9時00分 | 午後 | 乙種 第1～7類 | 午後13時30分 |
| | 甲種 1～5類 | | | | |

- (1) 併願受験（試験時間帯が異なる場合）
上記表中、午前と午後において別種類の2種類のものが受けられます。ただし、書面申請の場合、受験願書は試験の種類ごとに提出してください。
（例）午前の部で甲種1類を受験し、午後の部で乙種7類を受験することができます。
- (2) 複数受験（同一試験時間帯の場合）
上記表中、午後に「電気工事士免状の所有者」で試験の一部免除を受ける方は乙種第4類と乙種第7類の2種類を同時に受験することができます。書面申請の場合、受験願書は、試験の種類ごとに作成し2種類同時に提出してください。

11. 合格基準

- (1) 甲種特類
筆記試験において、「消防関係法令」、「工事整備対象設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法」、「工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識」の各科目ごとに40%以上で全体の出題数の60%以上の成績を修めた方を合格とします。実技試験はありません。
- (2) 甲種（特類以外）及び乙種
「消防関係法令」、「機械又は電気に関する基礎的知識」、「消防用設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法」の各科目ごとに40%以上で全体の出題数の60%以上、かつ、実技試験において60%以上の成績を修めた方を合格とします。
なお、試験の一部免除がある場合は、免除を受けた以外の問題で上記の成績を修めた方を合格とします。実技試験の採点は、消防法施行規則第33条の9の規定により、筆記試験が合格基準に達した方を対象としています。

12. 試験結果の通知(合格発表)

- (1) 合格発表予定日は、3ページの2の表に記載のとおりです。
- (2) 発表方法
 - 受験者全員に試験結果通知書（圧着式はがき）を送付します。
 - 当センター和歌山県支部において、合格者の受験番号を掲示します。
 - 合格者の受験番号を、発表日の正午以降、当センターのインターネットホームページ（<https://www.shoubo-shiken.or.jp>）にも掲載します。（モバイルサイトには掲載されません。）※ 試験結果の可否に関する電話による問い合わせ、試験問題及びその解答に関する問い合わせには、一切応じられません。

13. その他の注意事項

- ① 試験会場には、できる限り公共乗物を利用してください。又、試験会場は禁煙です。
- ② 試験開始30分前に集合し、受験に当たっての注意事項の説明を受けてください。
- ③ 試験当日は写真を貼った受験票、HB又はBの鉛筆数本と消しゴムを必ず持参してください。
万年筆、ボールペン等は使用できません。
- ④ 試験会場では、テンプレート等の定規類、電卓、携帯電話（スマートフォンを含む。）等は一切使用できません。
- ⑤ 参考書、法令集等の参照は一切できません。
- ⑥ 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の電子機器類は必ず電源を切り、カバン等にしまってください。（これらの電子機器類を時計として使用することはできません。）

- ⑦ 試験問題集及び解答カードは持ち帰ることはできません。また、問題集の一部を切り取ったりカメラ等で撮影することもできません。このような行為は、失格となりますので注意してください。
- ⑧ カンニング等により不正行為とみなされた場合、受験は直ちに中止、退室となり、試験は失格となります。
- ⑨ 当センターに、一旦提出し受理された受験申請書類は一切お返しできません。
- ⑩ 受験願書提出後に住所等変更した時は、必ず新住所及び電話番号を連絡してください。
- ⑪ 事故等により、会場や日程を変更する場合には、和歌山県支部からの緊急情報として当センターのホームページに掲載します。特に、気象庁が発表する特別警報等の防災情報に対処して試験日時を変更する場合の緊急情報は、試験開始時間の2時間前までに掲載します。
- ⑫ 試験当日の特例処置（車椅子の使用等）を希望される場合は、事前にご連絡ください。

14. 免状交付申請の手続き ～試験に合格してからの手続きです～

試験に合格された方は、速やかに次の手続きをしてください。

(1) 申請の方法

試験に合格された方は、下記の必要書類（①から④）を揃えて、当支部まで速やかに免状交付申請の手続きをしてください。試験日から6ヶ月以上経過して申請する場合は、申請時から6ヶ月以内に撮影した証明写真1枚（縦4.5cm×横3.5cm）が必要になります。

※申請は、郵送または持参してください。郵送の場合は、簡易書留郵便で送付してください。

(2) 提出する書類等

① 免状交付申請書及び試験結果通知書

印刷された記載事項に誤りがないか確認し、日付、氏名等を記入してください。

訂正がある場合は朱書で記入してください。

結果通知書と免状交付申請書は切り離さないで申請してください。また、申請書は機械処理しますので、**折れ線以外で折り曲げないでください。**

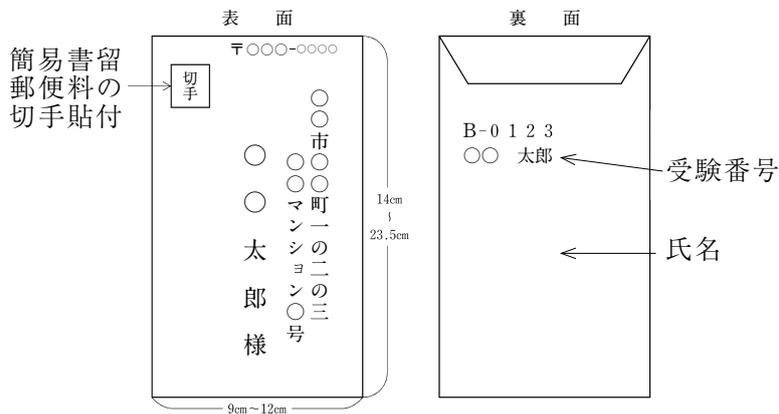
② 交付手数料

2,900円分の和歌山県収入証紙（印紙ではありません。）を申請書の裏面に貼ってください。

※和歌山県証紙は11ページの場所で販売されています。県外の方で入手が困難な方は現金の郵送（現金書留）も可。ただし領収書の発行はできません。

③ 免状送付用封筒（新しい免状をあなたに送るときに使用しますので、必ずご用意ください。）

定形封筒（横9cm×縦23.5cm）に免状の送付先住所、氏名、郵便番号を記入し、簡易書留郵便料として**460円分の切手を貼付し**、裏面に受験番号等を記入してください。



④ 現在、交付を受けている消防設備士免状

既に他の種類の消防設備士免状を持っている方は、**必ず免状交付申請時に提出してください。**（新しい免状に更新されます。）既得免状を**紛失された方は同時に再交付申請**をしてください。この手続きが完了しないと免状の交付ができません。

※消防設備士免状に旧姓を併記できるようになりました。

詳しくは、消防試験研究センター和歌山県支部（073-425-3369）までお問合せください。

◎免状交付申請書提出先（郵送及び代理の方でも可）

一般財団法人 消防試験研究センター和歌山県支部

〒640-8137 和歌山市吹上二丁目1-22 日赤会館6階

TEL 073-425-3369

FAX 073-425-1996

和歌山県証紙主な売りさばき場所一覧

| 県証紙売りさばき機関 | 所在地（場所） | 電話番号 | |
|---------------|-------------------------|---------------|--------------|
| 那賀振興局総務県民課 | 岩出市高塚 209 | 0736-63-0100 | |
| 伊都振興局総務県民課 | 橋本市市脇 4 丁目 5-8 | 0736-34-1700 | |
| 有田振興局総務県民課 | 有田郡湯浅町湯浅 2355-1 | 0737-63-4111 | |
| 日高振興局総務県民課 | 御坊市湯川町財部 651 | 0738-22-3111 | |
| 西牟婁振興局総務県民課 | 田辺市朝日ヶ丘 23-1 | 0739-22-1200 | |
| 東牟婁振興局総務県民課 | 新宮市緑ヶ丘 2 丁目 4-8 | 0735-22-8551 | |
| 和歌山県税事務所 | 和歌山市小松原通（県庁第 2 南別館 1 階） | 073-441-3394 | |
| 和歌山県職員互助会 | 和歌山市小松原通（県庁本館 3 階） | 073-432-4111 | |
| 田辺市職員共済会購買部 | 田辺市役所内 1 階 | 0739-22-5300 | |
| 白浜町役場 | 西牟婁郡白浜町 1600 | 0739-43-5555 | |
| 上富田町役場 | 西牟婁郡上富田町朝来 763 | 0739-47-0550 | |
| すさみ町役場 | 西牟婁郡すさみ町周参見 4089 | 0739-55-2004 | |
| 和歌山県交通安全協会 | 交通センター内 | 073-473-1710 | |
| | 和歌山東警察署内 | 073-473-3132 | |
| | 和歌山西警察署内 | 073-422-5807 | |
| | 和歌山北警察署内 | 073-453-1376 | |
| | 橋本警察署内 | 0736-33-0001 | |
| | かつらぎ警察署内 | 0736-23-2225 | |
| | 岩出警察署内 | 0736-63-0094 | |
| | 海南警察署内 | 073-483-7012 | |
| | 有田湯浅警察署有田分庁舎内 | 0737-83-4875 | |
| | 有田湯浅警察署内 | 0737-63-0299 | |
| | 御坊警察署内 | 0738-23-2230 | |
| | 田辺警察署内 | 0739-25-2378 | |
| | 白浜警察署内 | 0739-43-5243 | |
| | 新宮警察署串本分庁舎内 | 0735-62-6522 | |
| 新宮警察署内 | 0735-22-4328 | | |
| (株)紀陽銀行 本店営業部 | 和歌山市本町 | 073-423-9111 | |
| | 県庁支店 | 和歌山市小松原通（県庁内） | 073-431-9176 |
| | 松江支店 | 和歌山市松江北 | 073-455-3161 |
| | 神前支店 | 和歌山市神前 | 073-473-1151 |
| | 橋本支店 | 橋本市橋本 | 0736-32-1105 |
| | 高野山支店 | 伊都郡高野町 | 0736-56-2531 |
| | 岩出支店 | 岩出市清水 | 0736-62-2112 |
| | 海南駅前支店 | 海南市名高 | 073-482-3145 |
| | 湯浅支店 | 有田郡湯浅町 | 0737-63-1234 |
| | 御坊支店 | 御坊市藺 | 0738-23-1211 |
| | 南部支店 | 日高郡みなべ町 | 0739-72-2510 |
| | 田辺支店 | 田辺市高雄 | 0739-22-6000 |
| | 串本支店 | 東牟婁郡串本町 | 0735-62-0666 |
| | 勝浦支店 | 東牟婁郡那智勝浦町 | 0735-52-0888 |
| 新宮支店 | 新宮市大橋通り | 0735-22-5161 | |

（令和 7 年 12 月現在）

別記 1

甲種消防設備士試験の受験資格

- 1 甲種消防設備士試験の受験資格は、大別して国家資格等によるものと学歴によるものの2種類があります。受験願書(A面)の「甲種受験資格」欄に、次の表の対象者の欄の該当する【 】内の略称を記入してください。
- 2 証明書類はコピー(縮小したものも可)でも支障ありません。
- 3 過去に全国いずれかの支部で、甲種消防設備士試験を受験された方は、その時の「受験票(控)」又は「試験結果通知書」(原本)を提出することにより、受験資格の証明書に代えることができます。(コピー可)
ただし、「ガス主任技術者」の場合は第4類、「工事補助5年」の場合は添付する過去の受験票等と同じ指定区分を受験する場に限りです。

●国家資格等による受験資格

特類

| 対象者 【略称】 | 資格内容 | 科目免除の有無 | 証明書類 |
|------------------|--|---------|-------------|
| ①甲種消防設備士 【甲特】 | ・甲種第1類～第3類のうちいずれか一つ以上、かつ、甲種第4類及び第5類消防設備士免状の交付を受けている者 | — | (願書に添付した免状) |

特類以外(第1類～第5類)

| 対象者 【略称】 | 資格内容 | 科目免除の有無 | 証明書類 |
|-----------------------------------|---|---------|-------------------------------|
| ①甲種消防設備士 【甲種消防設備士】 | ・甲種消防設備士免状の交付を受けている者 | 有 | (願書に添付した免状) |
| ②乙種消防設備士 【実務経験2年】 | ・乙種消防設備士免状の交付を受けた後2年以上、消防設備士でなければ行えない工事整備対象設備等の整備の経験を有する者(政令36条の2に定める消防用設備に限る。) | — | (願書に添付した免状) 実務経験証明書 (注) |
| ③技術士 【技術士〇〇部門】 | ・技術士法第4条第1項による技術士第2次試験に合格した者 ※この資格で受験する場合の試験の一部免除は、類により、免除が受けられる技術士の部門が指定されています。 | ※有 | 技術士第2次試験の合格証書又は技術士登録証 |
| ④電気工事士 【電気工事士】 (特種電気工事士を除く) | 1 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士免状(第2種も可)の交付を受けている者 2 電気工事士法施行規則による旧電気工事技術者検定合格証明書の所持者 | 有 | 1 免状 2 検定合格証明書 |
| ⑤電気主任技術者 【電気主任技術者】 | ・電気事業法第44条第1項に規定する第1種、第2種若しくは第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者 | 有 | 免状 |
| ⑥工事の補助5年 【工事補助5年】 | ・工事整備対象設備等の工事の補助者として、5年以上の実務経験を有する者(消火器具、動力消防ポンプ、非常警報器具、誘導標識等、工事を伴わないものは該当しない。)※受験しようとする消防設備士試験の指定区分に係る消防用設備等の工事の経験が必要です。 | — | 実務経験証明書 (注) |
| ⑦管工事施工管理技士 【管工事技士】 | ・建設業法第27条の規定による管工事施工管理の種目に係る1級又は2級の技術検定に合格した者 | — | 技術検定合格証明書 |
| ⑧工業高校の教員等 【教員免許状】 | ・教育職員免許法により、高等学校の工業の教科の普通免許状を有する者(旧教員免許令を含む。) | — | 免許状 |
| ⑨無線従事者 【無線従事者】 | ・電波法第41条の規定により無線従事者の資格の免許を受けている者(アマチュア無線技士を除く。) | — | 免許証 |
| ⑩建築士 【建築士】 | ・建築士法第2条に規定する1級建築士又は2級建築士 | — | 免許証又は免許証明書 |
| ⑪配管技能士 【配管技能士】 | ・職業能力開発促進法第44条(旧職業訓練法第66条)の規定による配管の職種に係わる1級又は2級の試験に合格した者(1級又は2級配管技能士) | — | 技術検定合格証明書 |
| ⑫ガス主任技術者 【ガス主任技術者】 | ・ガス事業法第26条の規定によるガス主任技術者免状の交付を受けている者(第4類消防設備士の受験に限る。) | — | 免状 |
| ⑬給水装置工事主任技術者 【給水技術者】 | ・水道法第25条の5の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者(旧法の資格者を含む。) | — | 免状又は登録証 |
| ⑭消防行政3年 【消防行政3年】 | ・消防行政に係る事務のうち、消防用設備等に関する事務について3年以上の実務経験を有する者(消防機関又は市町村役場等の行政機関の職員が対象となる。) | — | 実務経験証明書 (注) |

(注)「実務経験証明書」は、事業主等の証明書です。受験願書「B面裏」の様式を使用して直接記入押印してください。

●学歴による受験資格

○機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を15単位以上（高等学校は8単位以上）修得した方は、甲種消防設備士の受験資格があります。

| 学校の種類【略称】 | 学歴の内容 | 証明書類 |
|---|--|--|
| 大学【大卒】 短期大学【短大卒】 高等専門学校【高専卒】 担当する外国の学校【外国の学校】 | ・別表1（14ページ）の指定学科一覧表（大学等用）に示す学科を卒業【大卒】【短大卒】【高専卒】 | 卒業証書、 学位記又は卒業証明書 （注1） |
| | ・別表2（15～16ページ）の授業科目一覧表（大学等用）に示す科目を15単位以上修得【大学等15単位】 | 単位修得証明書 （注2、3、4） |
| 大学、短期大学、高等専門学校 の専攻科【大学、短大、高専の専攻科】 | ・別表2（15～16ページ）の授業科目一覧表（大学等用）に示す科目を15単位以上修得 | 単位修得証明書 （注2、3、4） |
| 高等学校【高校卒】 中等教育学校【中等教育卒】 | ・別表1（14ページ）の指定学科一覧表（高等学校等用）に示す学科を卒業 | 卒業証書又は 卒業証明書 （注1） |
| | ・別表2（15～16ページ）の授業科目一覧表（高等学校等用）に示す科目8単位以上修得して卒業 | 卒業証明書又は 卒業証明書、 及び単位修得証明書 （注1、2、3） |
| 専修学校【専修学校】 各種学校【各種学校】 | 修得単位制度がある場合 ・別表2（15～16ページ）の授業科目一覧表（大学等用）に示す科目を15単位以上修得 | 単位修得証明書 （注2、3） |
| | 修得単位制度がない場合 ・対象科目を、講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をそれぞれ1単位として15単位以上修得（科目は別表2の授業科目一覧表（大学等用）） | 授業科目別の履修 時間の入った 科目履修証明書 （注5） |
| 博士、修士【博（修）士】 | ・理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された修士又は博士の学位を有する者 （外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。） | 学位授与証明書、 修了証明書、 学位記、修了証書の いずれか ※学位を取得している ことがわかるもので、 専攻分野の名称が 付記されたもの |
| 防衛大学校【防衛大】 防衛医科大学校【防衛医大】 水産大学校【水産大】 気象大学校【気象大】 海上保安大学校【海保大】 | ・別表2（15～16ページ）の授業科目一覧表（大学等用）に示す科目を15単位以上修得 | 単位修得証明書 （注2、3） |
| 職業能力開発総合大学校 職業能力開発大学校 職業能力開発短期大学校 【能開大】 | ・指定学科を卒業 | 卒業証書 |
| | ・別表2（15～16ページ）の授業科目一覧表（大学等用）に示す科目を15単位以上修得 | 単位修得証明書 （注2、3） |

※旧制大学、旧制専門学校、高等師範学校、実業学校教員養成所の卒業生及び旧制専門学校卒業程度検定試験合格者も同様の受験資格があります。詳しくはお問い合わせください。

※職業訓練大学校、職業訓練短期大学校及び中央職業訓練所は、【能開大】と同様の取り扱いです。

（注1）「卒業証書」又は「卒業証明書」は、学科名が明記されたものを提出してください。

（注2）「単位修得証明書」は、履修した授業科目ごとの単位数が明記されたものであれば、科目履修証明書又は成績証明書でも認められます。

（注3）「単位修得証明書」の提出に際しては、該当する機械、電気、工業化学、土木又は建築の授業科目に、できるだけ鉛筆などで○印をつける（マーカーで表示）など、明示しておいてください。

（注4）大学院、大学、短期大学、高等専門学校などにおける修得単位は、卒業、在学中、中途退学、又、専攻科、通信教育、放送大学などにかかわらず通算して算定することができます。

（注5）修得単位制度がない学校の場合、履修結果は履修時間数で記載された証明書を提出することになりますが、単位数に換算する計算式を含めた計算結果を、該当する授業科目近くの余白に記入しておいてください。

別表 1

指定学科一覧表（例示）

次の「学科」を修めて卒業した方は、「卒業証明書（コピー不可）」又は「卒業証書（コピー可）」の提出で受験できます。

| | 大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、旧制の専門学校の 卒業生用 | 高等学校、中等教育学校、旧制の中等学校の 卒業生用 |
|---|---|---------------------------------------|
| ア | 安全工学科 | |
| エ | 衛生工学科 エネルギー工学科 | |
| オ | 応用化学科 応用機械工学科 応用理化学科 | |
| カ | 開発学科 海洋建築工学科 海洋土木工学科 化学工学科 環境工学科 環境計画工学科 環境整備工学科 画像工学科 | 開発機械科 化学工学科 環境工学科 |
| キ | 機械工学科 機械理学科 基礎工学科 金属工学科 機器工学科 機能機械学科 機能高分子学科 機関科 機械システム工学科 | 機械工学科 機械技術科 機械工作科 機械製図科 機関科 金属工業科 |
| ケ | 計測工学科 建設工学科 建築工学科 建築工芸学科 原動機科 | 計測科 建設科 建築科 原動機科 |
| コ | 工業化学科 交通工学科 光電工学科 構造工学科 構築工学科 合成化学工学科 高分子工学科 | 工業科 工業管理科 高分子工学科 航空車両整備科 |
| サ | 産業機械工学科 材料工学科 | 材料技術科 産業技術科 |
| シ | 資源開発工学科 資源循環工学科 社会開発工学科 情報処理工学科 情報工学科 | 色染化学科 自動車科 自動制御科 情報システム科 情報通信科 |
| ス | 水工土木工学科 | 水産工学科 |
| セ | 制御工学科 石油化学科 繊維システム工学科 生産工学科 精密工学科 生産精密工学科 設備工学科 繊維工学科 船舶機関工学科 | 制御機械科 生産機械科 精密機械科 設備科 セラミック科 繊維工学科 |
| ソ | 造船学科 | 総合技術科 造船科 |
| ツ | 通信工学科 | 通信工業科 [チ] 地質工学科 |
| テ | 鉄鋼冶金学科 電気工学科 電気機械工学科 電機工学科 電子工学科 電波通信学科 電子電気工学科 電子物性工学科 電子理学科 電気電子システム工学科 | 電気科 電気工事科 電子科 電子工業科 電波科 |
| ト | 都市工学科 土木工学科 動力機械工学科 | 都市工学科 土木科 |
| ネ | 燃料工学科 | |
| ノ | 農業機械学科 農業土木工学科 | 農業工学科 |
| ハ | 船用機械工学科 船用機関科 反応化学科 | |
| フ | 物質工学科 | [ム] 無線通信科 |
| ユ | 有機材料工学科 | [ヤ] 冶金科 |
| ヨ | 溶接工学科 | 窯業科 |

《注1》「工学科」「学科」「技術」「科」等の文字の有無により学科名の異なるものは、同学科名として取扱うものとします。

《注2》上記の指定学科には、組合わせたものも含まれます。

（例） 機械工学—交通機械 農業機械 機械システム 機械制御 機械材料等

《注3》上記の名称を含む学科であっても、明らかに「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野」と認められないものは除きます。

別表 2

授業科目一覽表 (例示)

次の名称の授業科目は、原則として「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野と認められる授業科目」として扱います。

| | | |
|---|---|--|
| | 大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、旧制の専門学校の卒業生用 | 高等学校、中等教育学校、旧制の中等学校の卒業生用 |
| ア | アナログ電子回路 圧縮性流水 油空圧工学 | |
| イ | 移動工学 一般構造 (土木系・建築系のみ) | インテリア装備 意匠製図 |
| ウ | 運輸施設工学 | |
| エ | 衛生工学 エネルギー工学 エンジン流体力学 | 衛生・防災設備 衛生設備 |
| オ | 応用化学 音響学 オプトエレクトロニクス | 応用力学 織物機械 |
| カ | ガスタービン 化学工学 火災工学 加工機械学 加工冶金学 河川工学 架橋力学 画像工学 回路理論 過渡現象論 海岸工学 海洋建築 開発機械学 完全流体力学 岩石力学 岩盤力学 環境関係 (土木系・建築系のみ) | 化学工学 化学工業一般 化学工場 化学装置 化学反応 環境工学 |
| キ | CAD / CAM 気体力学 機械工学 機械製作 金属材料学 機械要素 機器制御 機器分析 機構学 機素動力学 機電変換工学 機能材料 強度設計学 給排水設備 橋梁工学 凝固加工学 基礎工学・基礎構造 (土木系・建築系のみ) | 機械一般 機械製作 機械・電気 機関乗船実習 金属加工 金属材料 漁船機関 |
| ク | 空気力学 空港工学 空調設備 掘削機械学 | 空気調和設備 |
| ケ | 系統工学 計測工学 珪酸塩工業化学 結晶塑性学 建設機械 建築力学 建築材料 建築設備 建築防災 原動機学 現代制御論 現代無機工業化学 | 計測回路 計測・制御 建築一般 建築構造 原動機 建築測量 原子工学一般 |
| コ | コンクリート工学 固体力学 工業化学 工業計測 工業地質学 工業分析 工作機械 交通工学 光学 航空工学 航空材料学 高温化学 高周波工学 交流理論 高電圧工学 高度加工技術 高分子化学 港湾工学 構造工学 合成化学 | 工業一般 工業数理 工業化学 工業基礎 工業材料 工業分析 工業材料力学 鋁山機械 |
| サ | 作業システム工学 砂防工学 材料学 材料力学 錯体触媒化学 産業機械 | 材料加工 材料技術基礎 材料製造技術 材料施工 |
| シ | システム工学 ジェット機関 資源システム工学 地震工学 地盤工学 自動化設計 自動車工学 磁気工学 実験計測法 写真測量 車輛工学 集積回路工学 潤滑工学 商船設計 焼結工学 消防設備 照明工学 触媒化学 上下水道工学 情報工学 蒸気タービン 信号処理論 振動学 | 色染化学 自動車工学 自動制御 情報技術 食品化学 |
| ス | スイッチング回路理論 水工学 水産土木工学 水質工学 水道工学 水理学 水力発電所 水路工学 数値制御システム工学 数値熱流体力学 | 水工 水産工学 水道 水利 水理 |
| セ | セラミック化学 センサ工学 施工法 生合成化学 生産工学 生物化学 生体高分子 生物有機化学 制御機器 制御工学 精密加工学 製造化学 石炭工学 石油化学 切削工学 接合工学 設計工学 設備工学 船体構造工学 船舶工学 線形回路 繊維化学 繊維高分子工学 | 生産実習 製造機器 設備計画 設備・管理 セメント 染色 セラミック技術 船舶構造 船舶設計 |
| ソ | 塑性工学 送電 送配電工学 造船製図 装置工学 測量学 | 造船工学 造船実習 測量 |
| タ | ダム工学 耐震工学 耐震耐風工学 単位操作 炭化水素化学 弾塑性力学 暖房設備 | |
| チ | 地質学 鑄造学 超音波工学 超電導 (超伝導) 工学 直流機器 | 地下資源開発 地質工学 |
| ツ | 通信工学 通信機器 通信網工学 | 通信工学 通信機器 通信技術 |
| テ | データ通信 デジタル回路 鉄筋コンクリート工学 鉄鋼材料学 鉄骨工学 鉄道工学 天然物合成化学 伝送工学 伝熱工学 電気工学 電気音響 電気機器 電気設備 電気計測 電気鉄道 電気法規 電子工学 電子装置 電子デバイス 電子要素 電子回路 電磁気学 電磁波伝送 電熱工学 電波工学 電力工学 電力系統 | 電気工学 電気化学 電気工事 電子工学 電子機器 電子計測 電力設備 |

| | | | | | | | | |
|---|--|-------------------------------------|-----------------|---------------|------|--------------|------------------|--------------|
| ト | トラクタ実習 土質工学 特殊材料学 | 都市環境 土木工学 特殊鋼学 | 都市工学 動力工学 | 都市設備学 道路工学 | 導電材料 | 特殊材料 土木一般 | 土質 土木施工 | 土質力学 都市工学 |
| ナ | 内燃機関 | 軟弱地盤工学 | | | | | | |
| ニ | 荷役機械 | | | | | | | |
| ネ | 熱工学 燃焼工学 | 熱機関 燃料合成化学 | 熱流体力学 燃料分析化学 | 熱力学 | 粘性 | | | |
| ノ | 能動回路 農用トラック工学 | 農業機械工学 農用内燃機関学 | 農業土木学 | 農業揚水機 | | 農業機械 | 農業水利 | 農業土木設計 |
| ハ | パルス回路 発電電工学 半導体 | 波動振動 鋼構造 | 破壊力学 船用機関 | 配電工学 発電工学 | 反応工学 | 発送配電 船用機関 | ハードウェア技術 船用電気 | |
| ヒ | ピーエスコンクリート工学 光エレクトロニクス | 非金属材料 光通信工学 | 光工学 光情報工学 | | | | | |
| フ | ファインケミカル工業化学 プラント工学 プロセス工学 分離精練工学 | プラズマ工学 プレストレストコンクリート工学 浮体静水力学 | 物質強度学 分析化学 | 物理有機化学 | | 船用機関 | 船用電気 | |
| ヘ | 平面及び曲面構造論 | 変電所 | | | | | | |
| ホ | ボイラー工学 | 放電工学 | 防災工学 | 防災設備 | | 放射化学 | ボイラー | |
| マ | マイクロデバイス | マイクロ波工学 | | | | | | |
| ミ | 水資源工学 | | | | | | | |
| ム | 無機化学 | 無機合成 | 無機工業材料 | 無線 | | 無線工学 | 無機工業化学 | |
| メ | メカトロニクス | | | | | [モ] 木工機械 | | |
| ヤ | 冶金工学 | | | | | や金一般 | や金実習 | |
| ユ | 油圧工学 有機機能材料 有機反応 | 輸送機械 有機量子化学 有機機器学 | 誘電材料 有機構造 | 有機化学 有機合成学 | | 有機工業化学 | | |
| ヨ | 溶接工学 | 溶接機器 | 溶接設計 | 溶接冶金学 | | 溶接 | 窯業 窯炉・燃料 | |
| リ | 利水工学 量子エレクトロニクス | 理論有機化学 量子電子工学 | 流体力学 | 流体工学 | 流体回路 | 林業土木 | 林業機械 | |
| レ | 連続体力学 | 冷凍工学 | | | | 冷蔵・冷凍 | | |
| ロ | ロボット工学 | ロボティクス | 論理回路 | | | 炉・燃料 | | |

《注1》[工学][学][技術]等の文字の有無により科目名の異なるものは、同科目名として取扱うものとします。

《注2》上記の授業科目には、一部の関連科目も含まれます。(認められない科目もあります。)

(例) 機械工学—機械システム設計 機械振動学 機械構造力学 機械材料学等

《注3》上記の名称を含む授業科目であっても、明らかに「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野」と認められないものは除きます。

《注4》詳細はお問い合わせください。

別記 2

受験願書の記入例

- ・受験願書は、本人が記入してください。
- ・A面及びB面があり複写式となっています。折ったり、曲げたりしないでください。
- ・黒色のボールペンで、かい書で正しく書いてください。
- ・書き損じた場合は、横2本線を引いて、そのすぐ上に正しく書いてください。
- ・年月日を記入するすべての欄は、1桁の数字の場合、0を前に付けてください。

A面

12 消防設備士試験受験願書(全国共通)



「姓」を記入 「和歌山県」と記入 「名」を記入 申請日を記入

濁点・半濁点は1マスとる
楷書で丁寧に
郵便番号は正確に
団地、マンションの名称までくわしく記入
受験案内の試験日と種類を確認して記入
試験会場を記入(和歌山市、田辺市のいずれか)
甲種受験者は、受験案内の12~13ページの受験資格(敬称)を記入
試験の免除の有無を意思表示してください
2種類以上の試験を受ける者は、この願書以外に受験する試験の種類を記入
消防設備士免状の有無を記入
有に記入した者は記入

本籍の都道府県名を記入
外国籍の場合は「外国籍」と記入
願書B面裏の「都道府県コード」を記入
平日の日中に連絡がつく電話番号を必ず記入
メールによる連絡を希望する場合は記入
申請日の3ヶ月以内に他県で申請又は受験した場合は記入
主となるものに○を付ける
免状の写真下の12桁の数字を記入

※印は、記入しないでください
本用紙は、黒色のボールペンを使用し、かい書で記入してください
本用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください
免状番号は、免状写真下に記載されている番号です
枠は該当するものに○を記してください

※団体コード
※受付機関コード
※分類コード

(A面) 試験センター発行 H29

B面裏

各種証明書等貼付欄
この部分にのりづけして貼付してください。

都道府県等コード表

| | | | | | | | |
|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|
| 北海道 01 | 福島 07 | 東京 13 | 山梨 19 | 滋賀 25 | 鳥取 31 | 香川 37 | 熊本 43 |
| 青森 02 | 茨城 08 | 神奈川 14 | 長野 20 | 京都 26 | 島根 32 | 愛媛 38 | 大分 44 |
| 岩手 03 | 栃木 09 | 新潟 15 | 岐阜 21 | 大阪 27 | 岡山 33 | 高知 39 | 宮崎 45 |
| 宮城 04 | 群馬 10 | 富山 16 | 静岡 22 | 兵庫 28 | 広島 34 | 福岡 40 | 鹿児島 46 |
| 秋田 05 | 埼玉 11 | 石川 17 | 愛知 23 | 奈良 29 | 山口 35 | 佐賀 41 | 沖縄 47 |
| 山形 06 | 千葉 12 | 福井 18 | 三重 24 | 和歌山 30 | 徳島 36 | 長崎 42 | 外国籍 99 |

消防用設備等実務経験証明書 ←

| | | |
|---------------------|-------------------------------------|-------------|
| 氏名 | 和歌山 二郎 | S47年 7月13日生 |
| 経験内容 | 1 整備経験 ② 工事補助経験 3 その他() | |
| 実務経験期間 | 〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで (5年 0月) | |
| 消防用設備等の種類 | 〇〇〇〇設備 ← | |
| 上記のとおり相違ないことを証明します。 | | |
| 証明年月日 | 〇〇年〇〇月〇〇日 | |
| 事業所名 | 株式会社 消防設備 | |
| 証明者 | 役職 和歌山支社長 | 印 ← |
| | 氏名 和歌山 五郎 | |
| | 電話 073-000-0000 | |

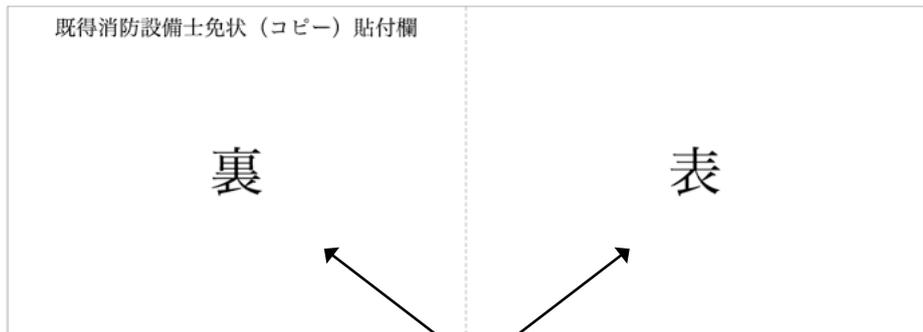
【実務経験】の受験資格で甲種受験する方のみ必要

甲種消防設備士試験を受験する方は、各種証明書類（必要事項が記入されており、押印されているもの。）を貼付して下さい（消防法第17条の8第4項第1号、第2号及び第3号）。

受験案内2ページの1. 消防設備士試験の種類「工事整備対象設備等の種類」を記入

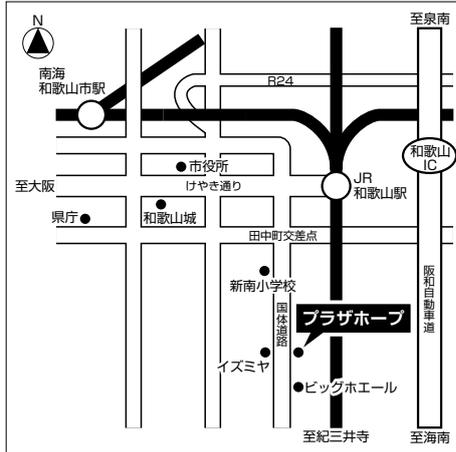
事業所（会社等）の印

証明者の印（私印又は会社等の代表者印）



消防設備士免状をお持ちの方は、科目免除の有無に関係なく貼り付ける。 (B面裏)
(両面コピー)

試験会場案内



●和歌山市会場への案内 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ（和歌山市北出島 1-5-47）

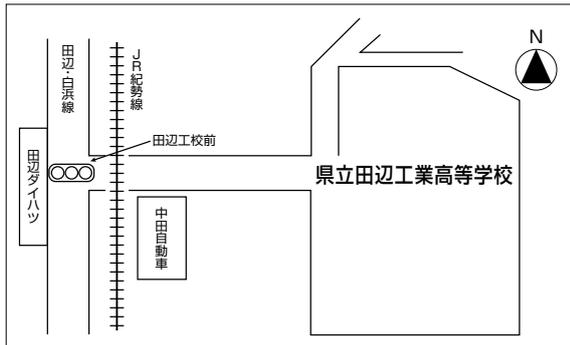
交通手段

JR 和歌山駅から

- ・車 約5分
- ・徒歩 約15分
- ・バス利用 約5分

和歌山バス「北出島」下車

- ※会場へは、できる限り公共乗物を利用してください。
- ※和歌山県勤労福祉会館（プラザホープ）会場では隣の「ビッグホーエル」有料駐車場を利用できます。
- ※なお、無断で近隣のスーパー等の駐車場には絶対に駐車しないでください。（試験中でも移動をお願いすることがあります。）



●田辺市会場への案内 県立田辺工業高等学校（田辺市あけぼの 51-1）

交通手段

JR 紀伊田辺駅から

- ・徒歩 約20分
- ・タクシー 約7分

- ※会場へは、できる限り公共乗物を利用してください。
- ※試験会場に駐車場はありません。周辺での違法・迷惑駐車等は、固くお断りします。

個人情報の取り扱いについて

一般財団法人消防試験研究センター（以下「当センター」という。）は、危険物取扱者及び消防設備士試験の実施と免状作成業務を行っています。

当センターは、試験及び免状事業の実施機関として個人情報を取り扱っていますので、個人情報の重要性を十分認識し、その保護の徹底を図るとともに、個人情報の保護に関する法令及びその他の関連する規範を遵守し、収集した個人情報は、正確、かつ、安全に取り扱います。

1 当センターの個人情報の内容と利用目的は次のとおりです。

① 個人情報の内容

氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号、勤務先名、学校名、職業、顔写真、メールアドレス等です。

② 利用目的

利用は、本人確認、本人への通知・連絡、試験における座席への氏名表示、受験票への表示、結果通知書及び免状交付申請書、免状作成、免状交付状況に係る事項等の当センターの業務の範囲内で行います。

2 当センターは、利用目的を達成のため、当該情報を業務委託先に預託する場合があります。その場合の業務委託処理は、個人情報を保護するための措置及び業務委託先との責任関係の明確化を図るとともに、業務機器等の安全対策を確実に実施しています。

なお、個人情報の提供は、団体受験に関し当該団体代表者へ提供するもの及び法令等に基づくものに限定し適切に取り扱います。

お問い合わせ先

一般財団法人 消防試験研究センター和歌山県支部

〒640-8137 和歌山市吹上二丁目1-22 日赤会館6階

電話 073-425-3369

FAX 073-425-1996

電子申請に関するお問い合わせ先

電子申請については、当センターのホームページに詳細な利用方法や、Q&Aが掲載されていますので、必ずご確認のうえお申込みください。

電子申請室 専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 9:00～17:00（土日、祝日を除く）

ホームページ <https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

※ 一般財団法人消防試験研究センターは試験実施機関であり、受験準備のための講習会や参考書等の出版は、一切行っておりません。

